

(議長)

日程第6、承認第1号、江差町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

承認第1号、江差町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項に規定により、別紙のとおり専決処分致しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。地方税法等の一部を改正に伴い、平成31年3月29日専決処分をしたものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、ご承認頂きましょう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「税務課長」。

「税務課長」(補足説明)

それでは、承認第1号、江差町税条例等の一部を改正する条例について、説明を致します。本改正につきましては、平成31年度税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律が3月29日に交付され、地方税法施行令、及び施行規則等についても、併せて改正が行われ、原則本年4月1日から施行されたことによりまして、関係する条例の改正につきまして、専決処分を行ったものでございます。

議案書の5頁から16頁、定例会資料の資料1、1頁から40頁が関係分でございます。資料の1頁から3頁が改正の概要、4頁から40頁までが新旧対照表となっております。多岐に渡る部分ですが、主な改正に、改正内容につきましては、町民税に係る部分につきましては、単身の児童扶養者の町民税非課税措置の対象への追加、併せてふるさと納税の寄附金控除を適合基準指定団体への寄付を、寄附金を対象とする規定の整備の他、住宅借入金特別控除に係る期間の延長をするものでございます。

また、寄附金税額控除の対象となる社会福祉法人に、改に社会福祉法人雄心会を追加するものでございます。

また、法人町民税に関しましては、大法人における申告書の電子情報処理組織における、提出義務について、柔軟化をする内容になってございます。固定資産税関係につきましては、高規格堤防整備事業による移転補償を受けての、新築する家屋への減額、及

び熊本地震に係る固定資産税の特例措置について、新たに新設をするものでございます。

また、軽自動車税につきましては、グリーン化特例による減税の対象要件を段階的に絞り込みをしながら、4年間の延長をすると共に、本年10月から適用となります、環境性能割につきましては、臨時的に1%の軽減をするという内容になっているものでございます。

以上が、簡単でございますが、一部改正の概要となっておりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。
承認第1号、江差町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。
よって、承認第1号については、原案のとおり承認することに決定致しました。

(議長)

日程第7、承認第2号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。
提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町 長」。

「町 長」(提案説明)

承認第2号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分致しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。地方税法施行令の一部改正に伴い、平成31年3月29日に専決処分したものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、ご承認頂きましょう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「税務課長」。

「税務課長」(補足説明)

続きまして、承認第2号の江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、説明を致します。

議案書の19頁、定例会資料、資料2の41頁から43頁となります。地方税法施行令の改正によりまして、基礎課税額、医療分と呼ばれる部分ですが、掛かる賦課限度額が61万円、58万円から61万円に引き上げられたことに伴いまして、町条例における賦課限度額、現在54万円となっている部分を、政令基準の61万円に引き上げることと、併せて昨年度に引き続きまして、低所得者に対する軽減の拡大策としまして、国民健康保険税の応益割の2割軽減、並びに5割軽減の対象を積算する際の単価を、それぞれ引き上げるものでございます。この改正による影響と致しましては、平成30年度の加入者ベースを、で比較した場合におきましては、賦課限度額の引き上げによる負担増になる方につきましては、高所得者層で13件程の、で、負担増になるところでございます。

また、軽減分につきましては、おおよそ7世帯で、12万円の軽減拡大が見込まれるというところでございます。

以上が、一部改正の概要となっておりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

承認第2号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、承認第2号については、原案のとおり承認することに決定致しました。

(議長)

日程第8、承認第3号、平成30年度江差町一般会計補正予算(第10号)の専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

承認第3号、平成30年度江差町一般会計補正予算(第10号)の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分致しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

江差町小学校電話設備不具合に伴う更新に係る経費について、3月26日付けをもって専決処分をしたものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、ご承認頂きましょう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」（補足説明）

それでは、議案書23頁をお開き願いたいと思います。補正予算構成表にて、ご説明申し上げたいと思います。

専決処分で予算補正致しましたのは、江差小学校学校電話設備更新でございます。内容でございますが、江差小学校の電話機が度々不具合が生ずるようになりまして、発信も着信も出来なくなるような状況、そういった状況も発生するようになりましてことから、全ての電話機の交換をすることとしたものでございます。

補正額63万8千円、全額一般財源としております。それで、交換するにあたりましては、業務への影響が少ない春休み期間中に実施したことから、予算の補正を専決処分さして頂いたものでございますが、工事の完了が4月となる見込みでございましたことから、併せまして、繰越明許費の補正についても、専決処分をさして頂いております。繰越明許費の補正は27頁でございます。第2表、繰越明許費補正でございまして、補正額と同額を繰越すこととしてございます。

説明は以上でございますので、宜しくお願い致します。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決致します。
承認第3号、平成30年度江差町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求めるについて、原案のとおり、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手全員であります。

よって、承認第3号については、原案のとおり承認することに決定致しました。

(議長)

次に、日程第9、承認第4号、平成31年度江差町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

承認第4号、平成31年度江差町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分致を致しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

5月10日に漂着した木造船の処理等に掛かる経費について、5月10日付けをもって専決処分をしたものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、ご承認頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案書37頁をお開き願いたいと思います。資料の方は、44頁となります。補正予算の内容でございますが、漂着木造船緊急対策事業でございます。

専決処分をした日、5月10日の午後でございますが、五厘沢海岸に朝鮮半島からと思われる木造船が漂着致しました。漂着致しました木造船は、定置網に絡まっている状態でございます。網に被害が生ずる恐れがあったことから、引き上げ作業と廃棄物処理等に掛かる経費を専決処分させて頂いたものでございます。補正額は101万5千円、全額一般財源にして、ございます。

以上となりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

ご異議なしと認め、直ちに採決致します。

承認第4号、平成31年度江差町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、承認第4号については、原案のとおり承認することに決定致しました。

(議長)

日程第10、報告第1号、平成30年度江差町一般会計繰越明許費、繰越計算書についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

報告第1号、平成30年度江差町一般会計繰越明許費、繰越計算書についてでございます。

平成31年度に繰り越して使用しようとするプレミアム付き商品券事業並びに江差小学校電話設備更新に掛かる予算について、別紙計算書のとおり繰り越したことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」（補足説明）

それでは、議案書の方2頁をお開き願いたいと思います。2つの事業につきまして、翌年度へ予算を繰越したので、繰越しました予算額を報告するものでございます。

まず、民生費のプレミアム付き商品券事業でございますが、第1回定例会におきまして、補正と繰越明許の議決を頂いたものでございます。

教育費の江差小学校電話設備更新でございますが、先程、承認第3号において、ご説明した内容のものでございまして、いずれも、議決あるいは承認頂きました金額と同額を繰越したことについての報告となるものでございます。

繰越額、財源内訳につきましては、記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

以上でございますので、宜しくお願い致します。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

以上で、報告第1号は終わります。

（議長）

日程第11、報告第2号、出資法人江差町土地開発公社に係る経営状況についてを議題と致します。

報告内容については、お手元に配布のとおりでありますので、説明を省略し、直ちに質疑を受けます。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

以上で、報告第2号は終わります。